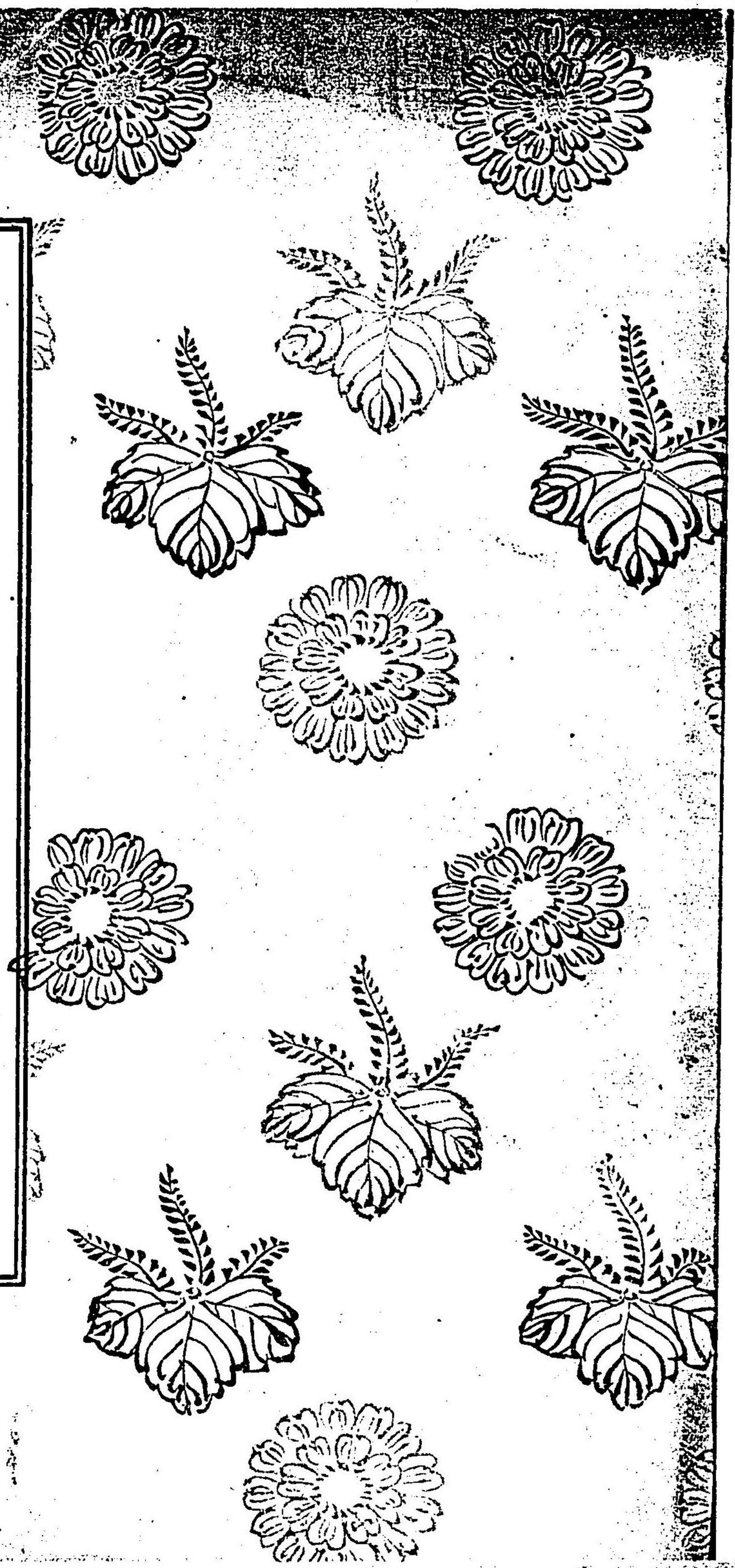
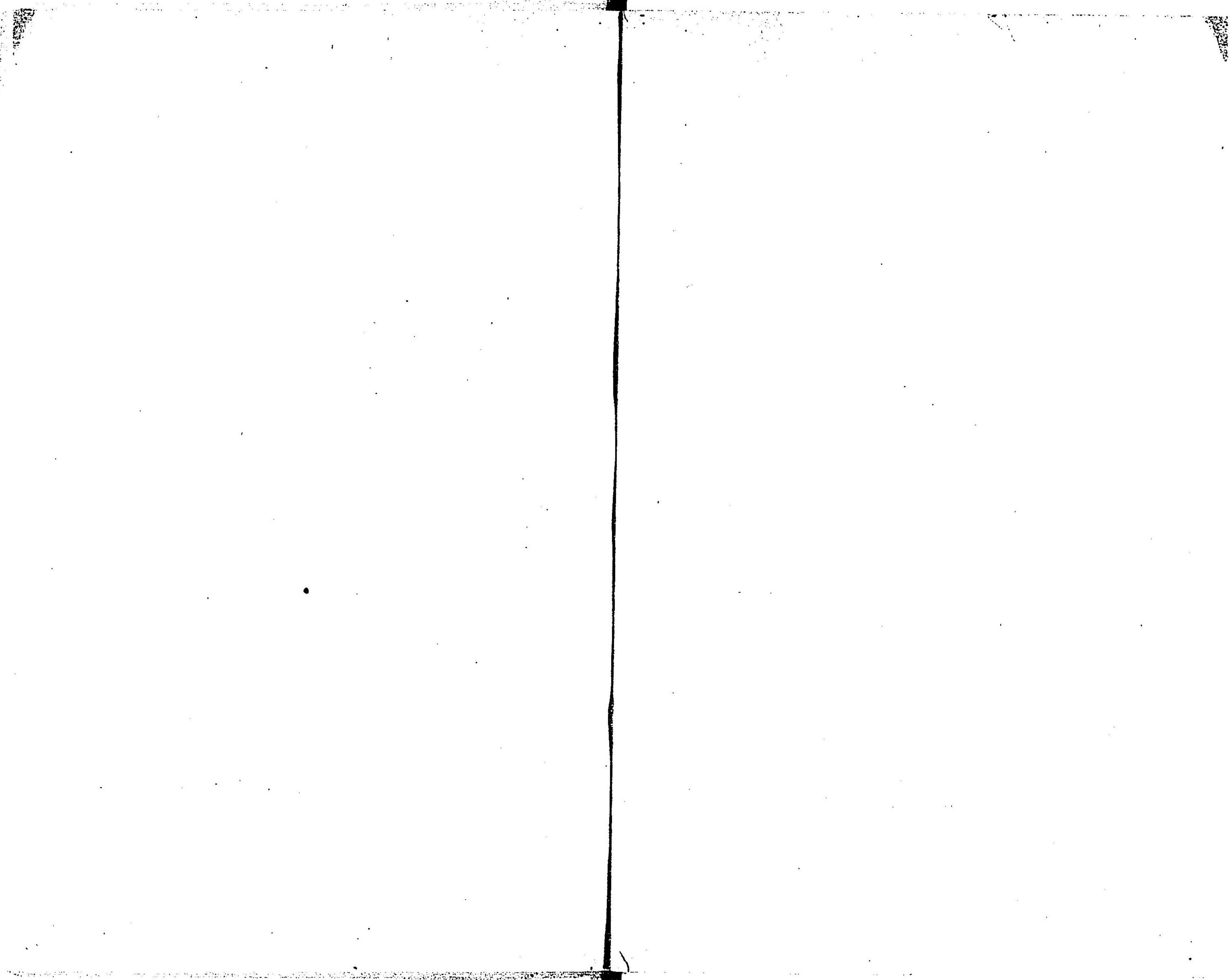
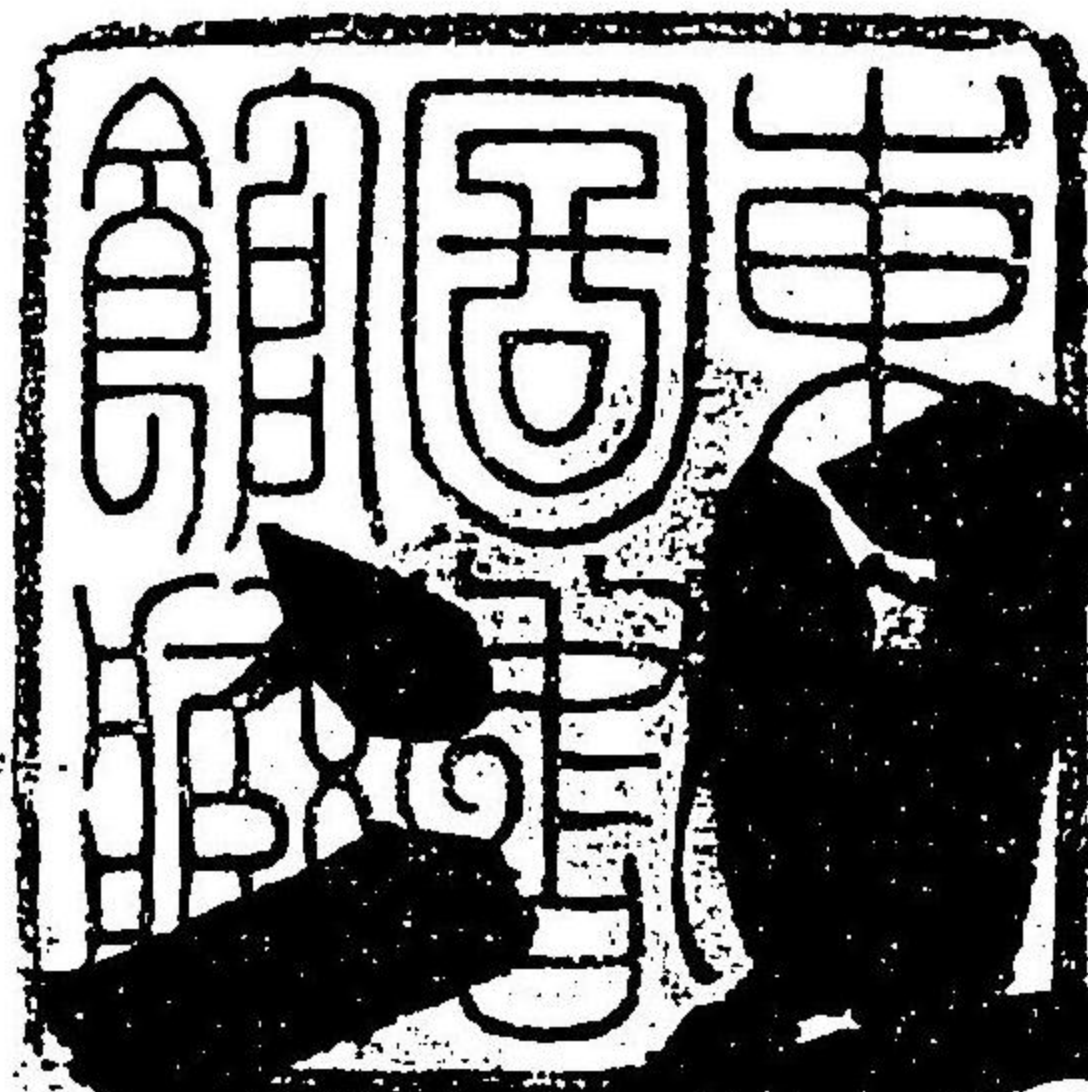


增訂
再版
日本式日讀本





特21
813



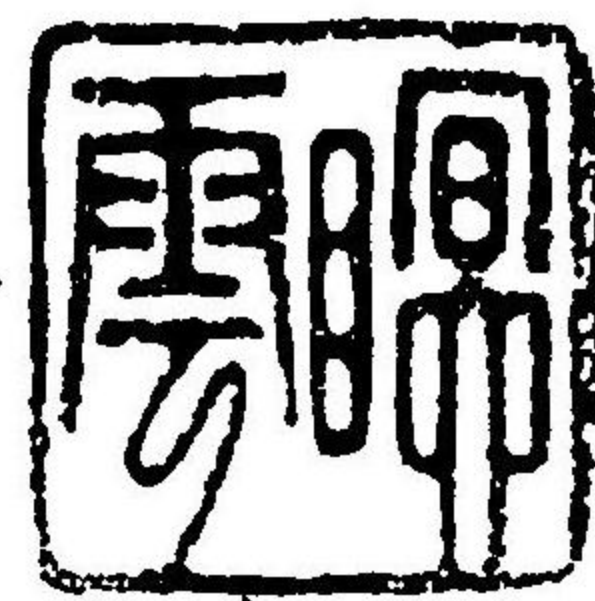
周書

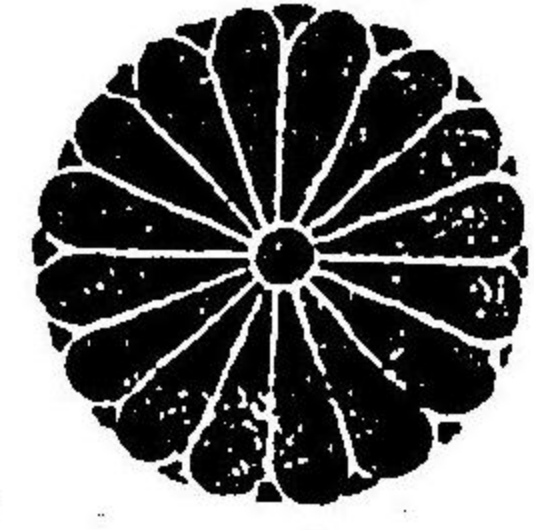
漢



少
老
家

年
卯
林
日
義
山
真
先





勅語

勅語

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉

シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月二十日

御名 御璽

自序

社會の綱紀を維持する所以は、國に特有の風俗あるに依るなり。特有の風俗は、よく邦國社會を支配するものにて、人心の方向常に一方に傾注し、彼我の國態自然と區別を生ずるは、實に固有の風俗之をして然らしむるものといふべきなり。西洋諸國に於て、日曜日を休日と呼び祝日と稱へ安息日と定めて、七日に一日の休みを置き、神を祭り家を祝ふと、一般の風俗なるか如し。其原因は宗教の嚴訓に胚胎せるなるべしと雖とも、今は則ち一般の國風にして、確乎として動かすべからざるなり。我國は古來神國と稱し、神

明を敬するものと尤も深し。故に舊幕の時代に於ても、五節句と稱し一年五回の祝日を置き、或は雛祭と云ひて女子の優美を進め、或は端午の祝と呼びて男兒の威武を養ふなど、何れも其目的有りと雖ども、之を要するに右等祝日の本旨は、一方には神棚を置きて皇祖を祭り、一方には佛壇を設けて先祖を吊ふに在りしが如し。而して國民舉げて皆之を行ふと、恰も法律によりて定められたるが如き姿あり。我邦臣民が忠孝の心尤も深きは、偶然にあらざるを知るなり。維新の業茲に成り、王政全く舊に復するに方り、風俗一變又前日と同じからざるものあり、大祭祝日を定

め給ひしか如き即ち其一なり、夫れ大祭祝日の本旨は、人民をして神徳を仰ぎ、皇恩を謝し奉るに在りて、前日の人民が神棚を祭り佛壇を吊ふ旨趣と、毫も異なるなしと雖ども、只其名稱を更革せられたるがためと、時世の極めて變化せるとに依りて、未だ全く大祭祝日の實に大祭祝日たる所以を知らざるものあり。其故何をや、蓋し一は學校に於て之を教へざると、一は右等に關する通俗の書籍なきとに依るものならん。曾て聞く獨逸國に於ては、祭日讀本なるものありて、小學校に於て之を教課すとぞ。宜べなり該國人民の極めて愛國心に富みたるを。謹みて案するに建國

の初めより今日に至るまで、我邦臣民が忠孝の天性を有し愛國の精神に富めることは、歴然として載せて史冊に在り。而して今日却て國民の風俗素れ忠孝の天性滅するが如きあらば、其將た何に依て社會の綱紀を維持せんや。予之を慨すること久し、茲に式日讀本を編述し、童蒙をして大祭祝日の何たるを知らしめんとす、亦神徳を仰き皇恩を謝し奉る微意に外ならざるなり。

明治二十四年七月

山崎彦八識

訂正
増補

日本式日讀本

凡例

一本書は小學生徒の繙讀に便せんとて、編纂したるものなれば、務めて簡易の文字を用ゐたれど、猶傍訓を施して更に讀み易からしめたり。但し、古代の物名にて、今讀みかたきものは、總へて音を以て讀ましむ。

一本書を日本式日讀本と名づけたるは、小學校祝日大祭日儀式規程第三款の旨趣に基き、各小學校生徒をして、之を講讀し、之を認識せしめ、以て歴代天皇の盛徳鴻業を賛揚し奉り、以て祝日大

祭日の由來を知了せしめ、併せて忠君愛國の觀念を養成せしむるにあり。

一本書教課の方法は、修身課に於て、時々各生徒をして勅語を朗讀せしめ、教師之を敷衍するの法と均しく、本書も亦修身課に於て、時々各生徒をして之を講讀せしむるにあり。但し幼年生徒にありて之を講讀する能はさるときは、勿論教師之を説明すべきなり。

一或は祝日大祭日の當日に方り、各生徒をして之を講讀せしめ、以て學校長若くは教員の演説に代ふるも亦妨げなきとなるべし。

一式日の尊むべきは勿論なれど、式日の由來を記述せる本書の如きは、又之を尊まざるべからず。うれ故に本書を取扱ふには、務めて鄭重を旨とし、苟も之を玩弄するが如きとあるべからず。

一本書は前述の如く、専ら式日に用うるものなるを以て、殊に謹みて、勅語を掲げたり。

一本書はもと編者が奉職せる東京市麴町區富士見小學校職員諸氏が、各自取調て生徒に口授したる草稿を蒐集して、大いに訂正を加へたるものなり。

一本書を出版せんとするに方り、物集大人の示教

を蒙ると妙なからず、編者が深く鳴謝する所なり。

明治廿四年七月

編者識

訂正
増補

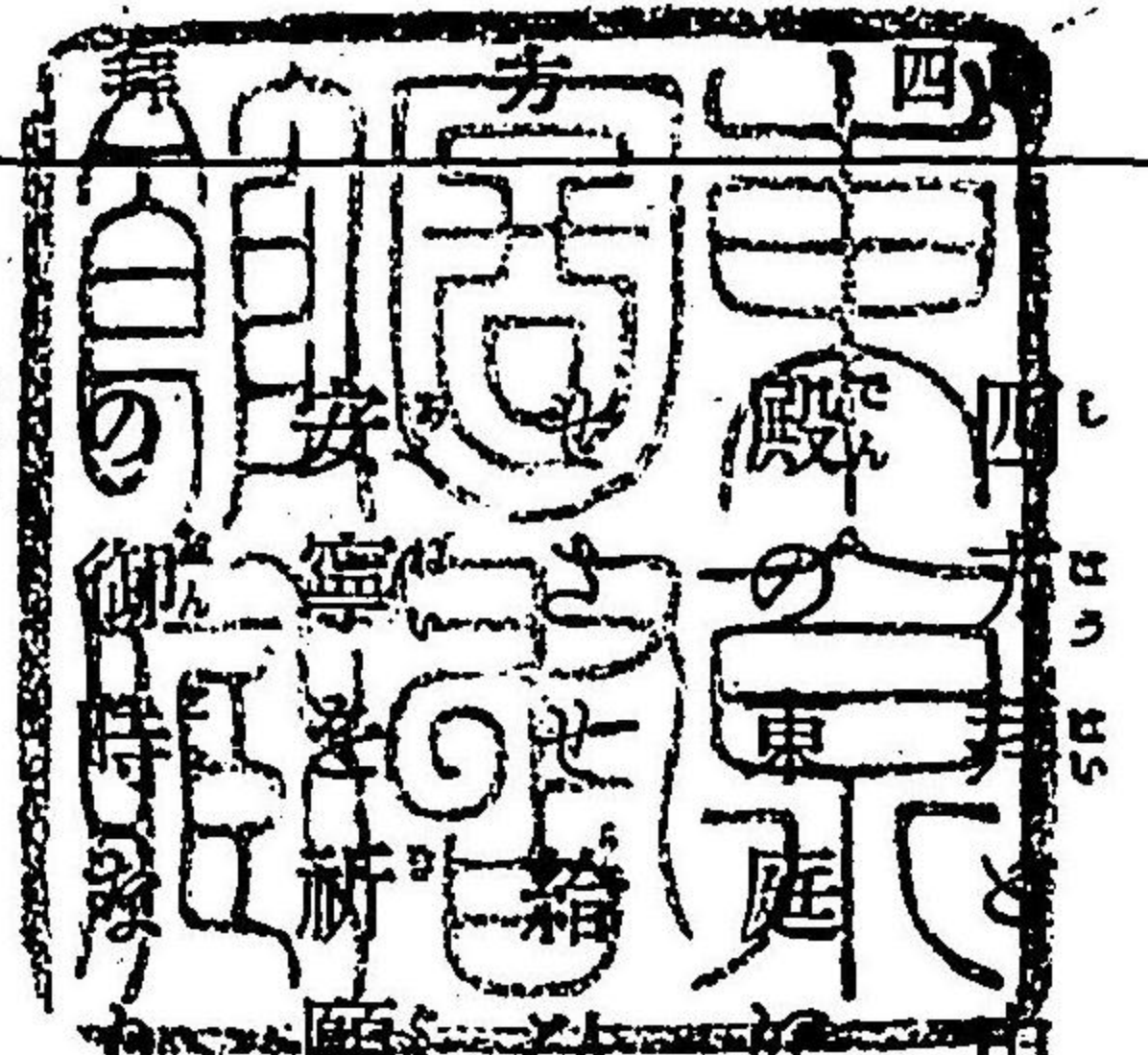
日本式日讀本目次

- 第一章 四方拜
- 第二章 元始祭
- 第三章 孝明天皇祭
- 第四章 紀元節
- 第五章 春秋季皇靈祭
- 第六章 神武天皇祭
- 第七章 神嘗祭
- 第八章 天長節
- 第九章 新嘗祭
- 第十章 大稜

第十一章 官國幣社例祭附府縣郷村社祭
 第十二章 皇后陛下の御誕辰

訂正 増補 日本式日讀本

第一章 四方拜



(一) 申すは、元日の朝まだき 天皇陛下清涼
 殿の東庭に出御あらせられ、御親ら天地四方を拜
 祈り、給ふ御儀なりとぞ。其起源はいづれ
 年災を禳ひ、寶祚を祈り、天下泰平萬民
 安寧を祈願し給ふ御儀なりとぞ。其起源はいづれ
 御時給ふ御儀なりとぞ。其起源はいづれ
 極天皇雨を祈り給ふとて、大和國南淵の川上に行
 幸ありて、天地四方を拜し給ひければ云云とあり、
 また宇多天皇の寛平御記にも仁和五年正月寅

の刻に天地四方屬星山陵を拜し給ひし由見えたるは、上代よりの事なるべし。さて其御座は清涼殿の東階の砌の前に兩面の御疊三帖を敷き、其前に白木の御机を置き香華燈などの供物を供へ、周圍には御屏風二雙を立てめぐらす、此御屏風は種々ありて大宋漢書打毬坤元錄變相圖聖賢山水等の圖を畫きしものなりとぞ。いつれも時に隨ひて立るものなり。陛下はやがて其内に入らせ給ひて、御拜の事あらせらるゝなり、今上天皇四方拜御次第は、午前第四時宮内省官員御裝束を奉仕す、其儀神樂舍に薦を敷き、四尺の御屏風を立て廻はし、

中に御座を設け燈臺二基を供す、次に宮内省官員庭上便宜の所に候す、同五時御服畢て出御、手水、御劍御袴、草鞋、御笏等侍從奉仕す、御拜あり。畢りて又賢所御拜、南階より昇御し給ふ。四方拜は、時の始め日の始め月の始め歳の始め即ち一月一日の曉天に行はせらるゝものにて、前に記し奉りしが如く、みれば天下泰平萬民安寧を祈願したまふ爲めなり。陛下が常に我等臣民の爲め大御心を勞させたまふ御みとは、此御式を行はせらるゝを見て、知るべきなり。

第二章 元始祭

元始祭と申すは、一月三日に宮中に於て、天皇陛下御親ら行はせらるゝ御儀なり。此神事には賢所及ひ皇靈殿御祭祀あり、御式場の裝飾は大かた四方拜の時の如し。陛下は午前八時出御、御親祭御玉串を奉獻し給ひ、尋て御告文ありて入御、勅奏任官順拜ありて閉扉せらる。午前十一時 皇后出御、御拜は大かた前の如し。我國は神國なり。されば朝廷にては何はわかせられても、先づ神事を勤めさせ給ふ御事なり。さるからに、國を治むるをも、まつりごと、は申すなり。抑も此御儀は何のためぞと尋ぬるに、御政事始めの前日なれば、斯くは特に御神事あることなり。往古天孫降臨の始めより、天日嗣高座に即せられし本始を尊び祝ひ給ふ御儀なるを以て、元始祭とは云ふなり、是れば皇祖天神の元始の靈徳に報賽し奉る祭祀なり、元始祭と稱し奉るは、斯く皇室の本始たる御先祖を年の始めに御親祭あらせたまふが故なり。元始とははじめといふ意にて、翌日の御政事始めにも賢所御拜の後に、正殿に出御ありて、第一に伊勢大廟の奏聞

の後に、正殿に出御ありて、第一に伊勢大廟の奏聞

(六)

あり。此れも神事を重ぜらるゝによるまとなり。いにしへは此日告朔の御儀ありしが、維新の後は廢せられたり。

第三章 孝明天皇祭

(七)

孝明天皇御祭日は一月三十日なり。此日は天皇陛下下宮中に於て御親祭在らせ給ふ。また山城國愛宕郡東山なる御陵に御勅使ありて、弊帛を奉らせ給ふ。

抑も孝明天皇と申し奉るは、仁孝天皇第四の皇子におはして御諱を統仁と申し奉り、天保二年六月十四日御降誕。御母は新待賢門院藤原雅子と申して、贈左大臣藤原實光公の御女なり。同十一

年三月十四日太子に立たせ給ひ、弘化三年二月十六日御年十六歳にて御踐祚あらせたまへり。九月二十三日御即位の大典を擧げさせられ、慶應二年十二月二十五日崩御あらせ給ひき。御寶壽は三十七歳におはしましき。御陵は、後月輪東山の陵と申し奉る。是は光格天皇の御陵即ち御月輪山陵の東方にあるを以て斯く稱し奉るなりとぞ。崩御は十二月二十五日なるを、一月三十日に御祭典を擧げらるゝは、太陽曆に推歩せるに依ることなり。帝資性叡明におはして、毎に皇室の陵替を憂へ、勵

精治を圖り給ひき。外交の事起るに及びて、益々宸襟を惱し給ひ、徳川氏の所置宜しきを得ざるを以て、群臣と議し給ひて、太政復古の基を開かせ給ひしなど、すべて萬民慈愛の叡慮深く渡らせ給ひしに、惜むべし。大業未だ成らず。偶ま疱瘡の御惱みにて崩御なりき。異船渡來せるに當り、中庭に御して食を斷ち、薦に座して身を犠牲とし、國難に代らんと禱らせ給ひしと一七日、内大臣三條實萬玉體を御毀傷遊はされんまどを恐れて、御諫言申し奉りしに御聽入あらせられざりきと、また御製の歌に、鳥羽玉の夜すがら冬の寒きにもつれて思

ふは國民のみに、嗚呼一^{いつ}天^{てん}萬^{ばん}乘^{じやう}の君にかはしまし
 ながら、猶玉體を以て國難に當らせ給はんとし
 たまへり。ありがたしといふも恐れ多きことども
 なり。此天皇は即ち今上天皇の父帝^{ちやうてい}にかはし
 ませは、殊に御親祭^{ごしんさい}あらせらるゝ御事なり。我等臣
 民もろの御趣意^{ごしゆい}を奉體^{ほうたい}し、遙拜^{ちやうはい}して御徳の萬一を
 も感謝^{かんしゃ}し奉るべきことなりかし。

第四章 紀元節

紀元節

(一一)

紀元節と申すは、毎年二月十一日にて、みれば我國
 紀元の御祝日^{ごしゆじつ}なり。此日は天皇陛下宮中にて御
 親祭あらせ給ひ、寶祚^{ほうそ}の天壤^{てんじやう}と共に無窮^{むきゆう}ならんこ
 とを祝し給ふ御祭なり。此名の由來^{ゆらい}を尋ぬれば、詩
 の大雅^{たいが}に、四方^{しやうほう}に綱紀^{きうき}すどあり。傳^{でん}に之を理^りするを
 紀^きとなすとありて、天下を治むる元^{もと}と云ふ意なり。
 節は時節の節なり。

神武天皇は御諱を神日本磐余彦尊^{かむやまと}と申し奉りて、

天照大御神の五世の御孫なる彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四の御子にして、御母は玉依姫と申し奉れり。御曾祖瓊杵尊の御時より日向國高千穂の宮に坐まして、天下を治しめしが、東國未だ服従せざるを憂ひ給ひて、諸皇子と議りて、舟師を率ひて東征したまへり。是れ紀元前七年の御事なりき。さて六年の間櫛風沐雨の辛苦に遇ひ給ひて、遂に長髓彦の諸賊を滅し、翌年辛酉の春正月朔大和國橿原の宮にて帝位に即せ給へり。此れより諸國皆皇化に歸して、天下泰平の御代となれり。されば當時

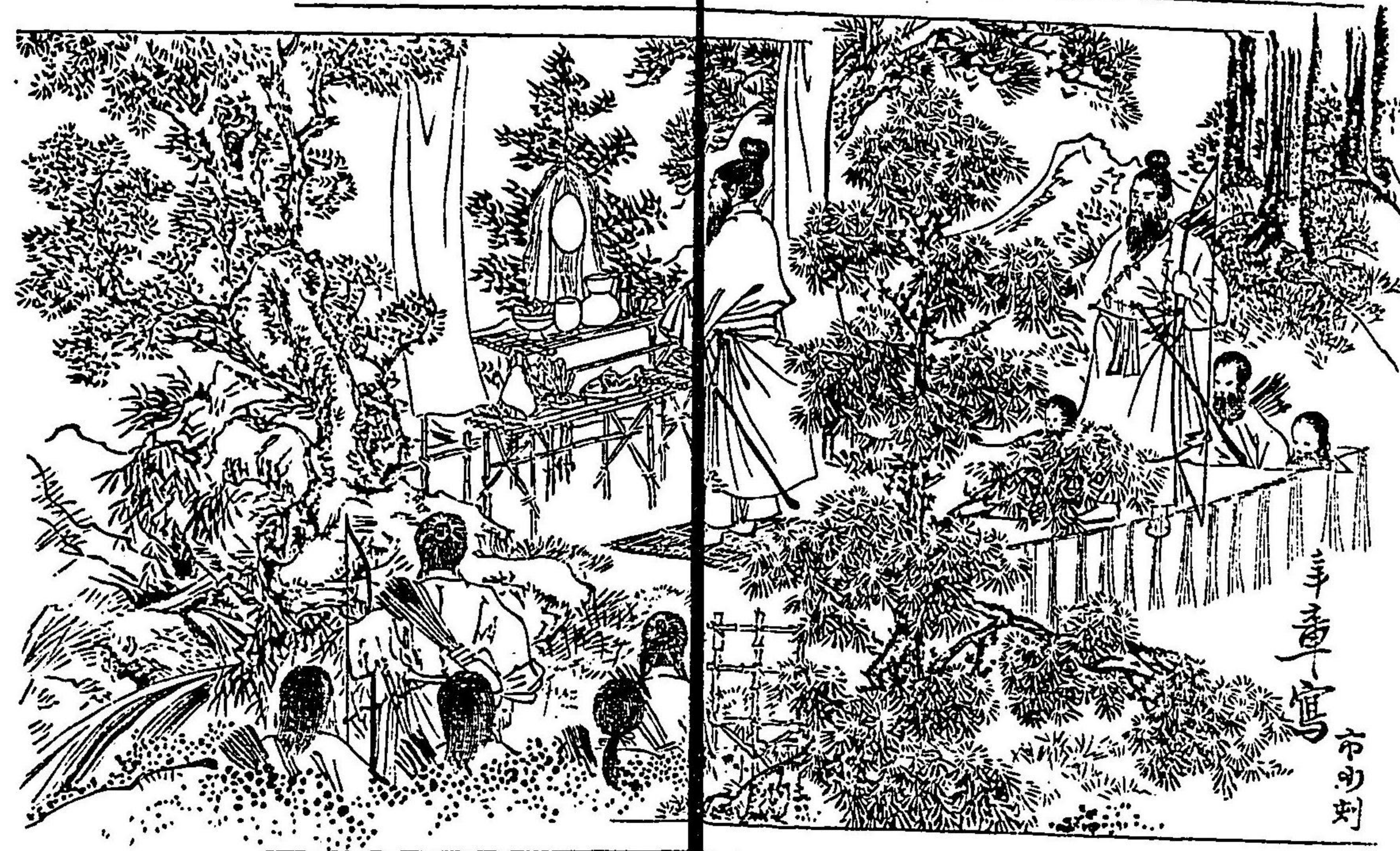
の臣民は、始馭天下天皇と仰ぎ奉りて、千秋萬歳を唱へ奉りしは、今さらに言ふべくもあらず。また其御威徳神の如く、日本全國を統御し給しによりて、天壓神とも稱へ奉れり。その神武天皇と申し奉るは、御諡號にて、桓武の朝に、淡海の御船といふ人、勅を奉りて撰び奉りしよし、釋日本紀に見えたり。またその御即位は、庚申の春正月朔なりしを、二月十一日に改られしは、大陽曆に改算して定められたるなり。實に天皇は海内を統一し、天壤無窮の皇基を立て給へり。その萬世一系の帝國に生るゝもの、誰か其御徳を蒙らざるものあらんや。されば朝廷

にても、其御徳を仰ぎ天業を無窮に傳へ給はんと
 て、明治五年十一月十五日大陽曆御頒行の節、御即位
 日を紀元節の祝日と定めさせ給ひ、爾來毎年御
 祭典御遙拜あらせられ、人臣に至るまでも遙拜す
 べき旨仰せ出されたり。我國人民安穩の樂を享け、
 萬國に超絶したる名譽を得しも、皆神祖の御徳に
 よるものとされは、此 聖旨を遵奉して此節日に當
 らば、遙拜して御徳の萬分一をも感謝し奉り、寶祚
 の萬歳を祝し奉るべきものとにこそ。

紀元節の歌

雲に聳ゆる高千穂の高根はろくに草も木もな

神武天皇即位之圖



びきふしけん大御代をあふぐけふあうたのし
けれ

海原うみなせる埴安はにやすの池のおもより猶ひろきめぐ
みの波に浴みし世をあふぐけうあうたのしけ
れ

天つひつぎの高みくら千代萬代に動きなきも
とゐ定めしうのかみをあふぐけふあうたのし
けれ

空にかゝやく日のもとのよろづの國にたぐひ
なき國のみはしらたてし世をあふぐけふあう
たのしけれ

第五章 春季皇靈祭

皇靈祭と申すは、春分秋分の二節に當り、神武天皇以下御歴代天皇の御靈を祭らせらるゝ御事に、此御祭は、明治四年辛未二月二十八日より始めて行はせらる。抑も御歴代天皇の御靈を祭らせらるゝみとば、上古にありては、年の終り毎に、荷前の使として十陵四墓に弊帛を獻せらるることありき。中世以後は諸寺に國忌を置れ、其御靈を祭らせらるゝみとありしが、上世の山陵皇靈等を祭らせられ

しや否や分明ならず、御維新の後御歴代皇靈を御神殿に鎮座し給ひ、殊に春秋兩度恒例の御祭典を立てさせられたるは、報本反始の御趣意實に然かあるべき御事に、其祭文を按ずるに、中世より他道の謬りまじれるを除き給ひ、正しき式に復へし給ひて云々と見えたるが如くなれば、庶民に於ても此御恒例に倣ひ奉り、先靈をは厚く祭祀せまほしきことにみそ。

第六章 神武天皇祭

神武天皇祭と申すは、四月三日の御祭日を云ふ。
 天皇のかくれさせ給ひしは、三月十一日なれども、
 うは大陰曆の御日取りなれば、今上天皇に至り、
 大陽曆を用ひさせ給ひしかば、推算して四月三日
 とせられしなり、掛卷もかしこき 神武天皇は、人
 皇の祖にましますを以て、うのかくれさせ給ひし
 四月三日には、天皇を祭り奉りて、神聖の烈をあ
 ふぎ、盛徳大業を賛し奉るなり。今うの御畧歴を掲

げ奉りて、天皇の神武と勇智との御一班を知ら
 しめんとす。

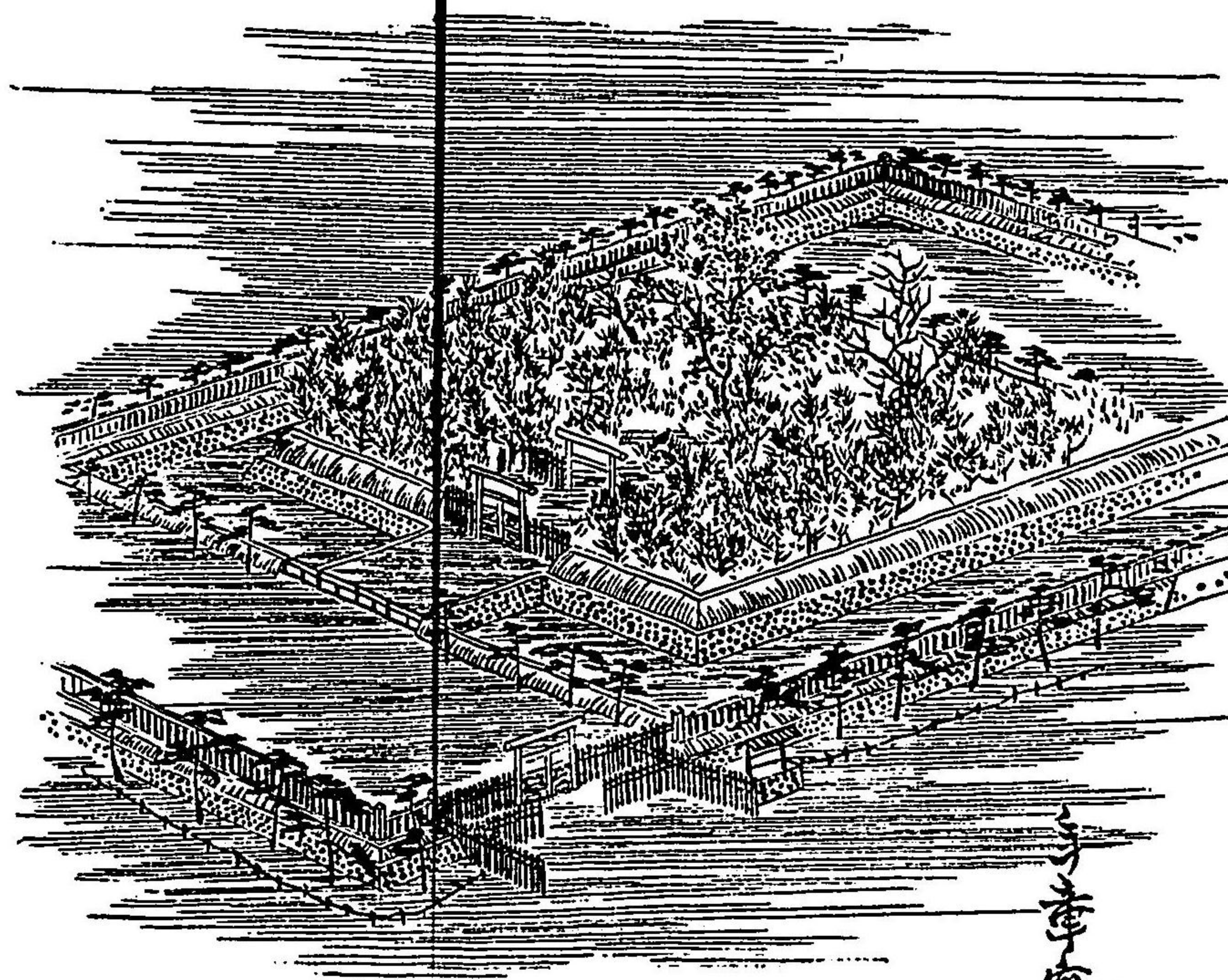
神武天皇祭
 人皇第一代神日本磐余彦天皇と申すは、後に神武
 と諡し奉る天皇にて、鸕鷀草葺不合尊の第四の御
 子なり。御母は玉依姫、海神豊玉彦第二の御女なり。
 みの御代より代ごとに、宮所をうつされしかば、う
 の所を名けて御名ともすなり。みの 天皇をは櫃
 原の宮とも申すは、みれなり。天皇御年十五にて、
 皇太子に立ちたまひ、四十五にして師を起し東征
 し給ひ五十一にして御位に即かせたまへり。當年辛
 酉の年なり。天皇はじめ筑紫の宮崎の宮におは

しけるが、兄の神達及び皇子群臣とはかりたまひて、東征の事あり。この大八洲はみなこれ王地なり。太古幽昧なりしによりて、西偏の國にして多くの年所をおくられしなり。天皇舟楫をとゝのへ、甲兵をあつめて、大日本洲にむかひたまふ。道のついで、の國國を平らけ、大倭に入らせ給はんとせられしに、うの國に饒速日尊の御子宇麻志間手命といふ人あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子兩種あらんやとて、軍を興してふせくあひだ、うの軍つよくして皇軍しほく利を失へり。また邪神毒氣を吐きしかば、士卒みなやみふせり。あゝに天照大

神、健甕槌神をめして、葦原の中津洲さわく音す。汝ゆきて平けよとみよとのりしたまへり。健甕槌神申したまへけるは、むかし國を平けし時の劍あり。うの劍を下しなば、おのづからたひらぎなんと申して、紀伊國名草の村に、高倉下といふ人にしめして、此劍をたてまつりければ、天皇いたくよろまほせたまへり。また金色の鷗くだりて、皇弓のはずに止まれり、其光てりかゞやけり。今上天皇に至り金鷗勳章の制を定めさせられて、軍人を獎勵したまふ。茲に基けりみれによりて、皇軍大に勝利を得たり。宇麻志間手命また饒速日尊天降りしとき、

外祖高皇產靈尊のさづけたまひし十種の瑞寶を
 つたへもたりけるを、天皇にたてまつれり。
 天皇鎮魂の瑞寶なりしかは、その御祭をばじめさ
 せ給へり。またその寶を宇麻志間手命にあづけさ
 せたまひて、大和國の石上に安置せり。かくて天下
 ことくく平ぎしかは、大和國橿原にみやみを定
 め給ひて、宮づくりをし給へり。その制度天上の義
 のごとし。天照大御神よりつたへたまへる三種
 の神器を、大殿に安置し、床を同じくしておはしま
 し、が、崇神天皇に至りて、神器を穢さんことを
 恐れ給ひて、皇宮神宮を區別したまへり。天皇天

神武天皇御陵之圖



神武天皇御陵之圖
天保十三年

下を治めし給ふこと七十六年一百二十七歳おは
しましき。

斯るめてたくもかしこき 天皇にましますを以
て、遂に人皇の御先祖とならせ給ひしなり。されは
世々の 天皇も、必ずその 天皇を祭らせ給ふ御
事にて、我等臣民は殊に無限の皇澤に浴せるもの
なり。いかでかハ祭り奉らざらめや。

第七章 神嘗祭

神嘗祭と申すは、毎年十月十七日、本年收穫したる新稻の御酒神饌を、伊勢兩大神宮に供へ奉る祭典なり。され故に神嘗祭とは云ふなり。往昔は季秋神嘗祭、九月神嘗祭とも云ひて、毎年九月十七日を以て此祭典を行はせられたり。いと上世よりの例とぞ聞えし。長曆に垂仁天皇の二十六年九月戊申朔甲子十七日より今に到るまで、九月十七日は皇大神宮神嘗祭也といへり。此日は天照大御神

を五十鈴川宮に遷し奉りたる日なれば、鎮座の日を以て祭日と定め給ひたるならん。此御式は古來より重大なる御祭典として行はせ給ひ、その太神宮供奉に差遣はせらるゝ御勅使は、王氏中臣忌部ト部の四姓にして、天皇にも、當日は八省院又時によりては、神祇官に行幸ありて、使のものを召して幣帛宣命を授け給ひけるなど、いと厳重なる儀式なりき。さるを後醍醐天皇元徳元年以來、世の中の亂れに亂れて、かく重大なる御禮典も行はせられざりしこと、三百餘歳なりき。後光明天皇御位に即かせ給ふに及びて、正保四年

に、此例幣御再興あらせられ、爾來今日に至るまで、
 代代の天皇必ず幣使を伊勢の宗廟にさし遣は
 され、此日を以て、當年の新穀を奉薦し給ひ、宮中神
 殿に於てハ、遙かに皇祖の恩徳を拜し給ひ、共に
 社稷の安全を祈り給ふなど、今の以前と異なるハ
 となきなり。抑も皇太神宮と申し奉るハ、天照
 大御神の御靈代として授け給ひし、八咫の御鏡を
 鎮座し奉る處にして、かの倭姫命より、代代皇女を
 ト定して、齋主と定め給ひ、此太神を齋き祭らしめ
 給ふなり。其大御神を尊崇敬重せさせ給へるハと
 推しはかり奉るべし。さてまた天照大御神と申

し奉るハ、六合の主宰と定まらせ給ふ最初の御神
 にして、豊受太神宮五穀の種を求め給ひて、我が民
 草の食ひて活くべきものなりとて、其種を天下に
 播き給ひてより、人人耕作の利を知り、尙蠶桑機織
 の道を教へ給ふに、より今に至るまで、人民安樂に
 生活し得るハ、みあうの二柱の御神徳によるハと
 なり。彼の牛豕羊犬を殺して食に充つる他の國國
 とは、今の趣いたく異なり。されハ、此の大御國に生
 成する人は、勿論鳥獸草木に至るまで、一として
 の恩徳を蒙らざるハなし。されハ、また我我ハ此の
 神嘗祭の遙拜は、更にも云はず、毎朝東天に向ひて

其の恩澤を拜謝し奉るべきものとにあり。

第八章 天長節

天長節と申すは、十一月三日 今上天皇陛下の御
 誕辰を祝賀し奉る嘉節なり。陛下は 孝明天皇
 第二の皇子、御名は 睦仁と申し奉り、祐宮と稱へ
 奉りき。嘉永五年九月廿二日の御降誕なり。さるを
 大陽曆の推歩に依て、十一月三日とはなれるなり。
 祐宮と申し奉るは、御幼少の御時の御稱へなり。
 今上天皇陛下の御誕生を天長節と唱へて奉祝す
 るものとば、我朝にては、續日本紀に光仁天皇寶龜六

年九月壬寅勅す、十月十三日は、是れ朕が生日なり。此辰に至る毎に、感喜兼ね集る云云と勅らせ給ひて、内外百官に酬宴を賜ひしと一日仍て此日を名けて天長節とす云云、十月癸酉天長節大酬群臣翫好酒食を獻す、宴畢て祿を賜ふと差ありと見えたるが始めあり。

此天長節なる文字を漢土に就て見るに、封氏聞見記と云ふものに、玄宗の開元十七年丞相張説奏す、八月五日を以て千秋節となす。百寮承露囊を獻するものあり。是日樓に御し樂を張り城を傾け縦觀す。天下士庶皆賞樂をなす。其後亦た改

めて天長節となすと見えたり。畏くも我が今上天皇陛下は、國歩崎嶇艱難の衝に當らせられ、玉體を勞し、聖慮を惱め、皇祖東征の蹤を踏み、王政を復へし、朝權を振起して、維新の大業を創め、萬國交際の道を講じ、各國四方に雄飛せんとする時に膺りしを以て、宇内の大勢を御洞察ありて、明治元年二月十四日紫宸殿に御して、公卿諸侯を率る天地神明に告げ奉り、五條の御誓約を立て給ひしを始とし、同十五年一月四日、陸海軍人に下し給ひし勅語同二十三年十月三十日、臣民の教育に軫念し下し給ひし勅語等一一茲に擧げ

盡すゝと能はずと雖とも、何れも億兆を安撫保全し、國土を泰山の安きに置かんと、御聖旨にあらざはるなし。茲に我等臣民が辱くも上下安穩にして且つ萬國に比ひなき萬世一系の帝國に生れ、無窮の榮譽を享くるは、偏に聖明におはします吾が大君の賜物なれば、誰か聖恩の辱きに感佩し、聖壽萬歳を歡呼せざるものあらんや。

天長節の歌

三大節の、いはひ日の、なかにもめでたく、たふときは、四千餘萬の、兄弟に、わが父母と、したはれて、四千餘萬のはらからき、わが子とれほし、いつく

じむ、すめらみその、あれませる、天長節の、けふぞかし。

あまつひつぎの、御さかえは、天地と、もにかはらねど、うらゆく月の、雲霧に、かくれしごとく、ものゝふの、手におちたりし、まつりごと、もどにかへりて、かしはらの、聖の御代の、いにしへに、たちまさりても、さかえけり。

大御みゝろの、八十綱に、引よせられて、鹽沫の、凝たる國の、國人も、隣りのごとく、行かよひ、醫道法律、農や商よろづの業も、ひらけつゝ、海には漁船、陸に汽車、あるが中にも國護る、大艦小船、泛なら

べ、大砲小銃とりうなへ、いまぞまてに、くはしは
み、千足の國と、となふべし。
家に學ばぬ、兒童もなく、邑に學ばぬ、家もなし。電
線かゝらぬ、國もなく、郵便かよはぬ、さともなし。
瓦斯のともし火、かずくに、よみつくされぬ、御勤
功は、不盡の山より、なほ高く、伊勢の海より、なほ
深し。朝日のみはた、門でとに、たてゝあふけや。御
めぐみを、きくの觴とりくに、くみていはへや。君
か代を、

觀兵式之圖



第九章 新嘗祭

新 嘗 祭

新嘗祭と申すは、十一月二十三日の御祭にて、此日は天皇陛下御親ら神嘉殿に出御あらせ給ひて、其年の新穀を御親ら天下の諸神に供し給ふ御儀あり。新嘗と云ふ事ハ、日本紀神代の巻に、天照大御神の新嘗と見ゆたるが起原にして、人皇の代に至りてハ、十七代 仁徳天皇御即位四十年に當新嘗之月以宴會日賜酒とあり。みれまた其始めなり。みれより後、清寧、顯宗兩天皇の時にも此事見ゆた

り。またその後、文武天皇の御代大寶元年の令に至りては、すべて大嘗と云ひしが、其内に毎年行はるゝは事小なれば新嘗といひ、御代の始めに一度行はるゝハ、事大なるをもて大嘗とわかちいへり。さて新帝の御即位七月以前なれば、其年に大嘗會を行はれ、八月以後なれば、翌年に行はるゝ定めにて、人皇第百三代 後花園院永享二年庚戌までは、かく行はれ來りしを 後土御門院の御世の初めは、兵革の事ありしによりてにや行はれず。鹽後中絶して行はれざるものと二百五十六年、東山院貞享四丁卯に至りて、再興せられたり。爾後或は廢したる

事もなきにあらねど、夫れは都合の悪しきによりての御事にて、今まで引續きて此御儀ある事なり。蓋し大嘗會の當日は、いつも霜月下の卯の日の御定めなれど、若し卯の日三つあれば、中の卯の日を用ゐらるゝ御事なりしに、明治の聖代改めて霜月の二十三日に行はせらるゝ御事とはなりぬ。此御儀は尤も嚴肅にして、古儀を存するものと之に過たるはなかるべし。諸國の大小の神社に於ても、式部寮より頒布せられたる祭式によりて、其日に此祭を行ふが故に、全國一般凡そ我が帝國の臣民たるものは、此當日に於ては、神神を尊び敬ふ事勿論と

云ふべし。其翌辰の日は節會と云ふ事あり。惣て新嘗會は、其年の新穀を以て炊きたる忌火の御膳また黒酒、白酒等を先づ天神地祇に供へ給ひて、次に天皇陛下御親ら嘗させ給ふ御儀なり。うれ故に新嘗祭と云ふなり、又此祭の主旨を按ずるに、祈年祭に乞ひ祈り奉りし五穀を始め、百姓の耕作物の成熟せしものを、天神地祇に供へて其御恩を報養する爲めに、今年の初穂を献ずる義なれども、尙來年の豊作をも併せて祈り奉る義なり。

第十章 大祓

大祓と申すは、古へより毎年六月晦日と十二月晦日に行ふことなり。明治の御代に至りて、六月の三十日と十二月の三十一日とに行はるゝ事とはなれり。扱大祓と云ふは、如何なる爲めに行ふかと云ふに、罪咎汚穢を祓除し、清淨潔白の身となさんが爲めなり。その事の起りを尋ぬるに、公事根源には、天武天皇の御時より生まれりとあれども、是れは遠く神代に起原せしことにて身を滌ぎ、穢を祓

ふみとは、伊弉諾尊の日向の橘の櫛原の御祓に始り、贖物を出だして、罪を解除するみとは、素盞鳴尊の千座置戸の祓に起れり。扱其祓する状を神に申し、人にも宣り聞かする詞を太祝詞又祓詞ともいふ。日本紀に、乃使天兒屋根命掌其解除之太諄辭而宣之とあり。是れ其證なり。神祇令に、凡ろ六月十二月晦日の大祓は中臣祓麻を上り、東西文部祓刀を上り祓詞を讀み訖りて、百官男女祓所に聚集し、中臣祓詞を宣べ、卜部解除をなすとあり。其祓の功績は如何と云ふに、彼の伊弉諾尊は、黄泉の穢れを身禊し給ひしによりて尊き神をも生み給ひ、素盞

鳴尊は、祓をせさせ給ひて、大國主神の如き尊き神を生み給ひき。然れば毎年二季の晦日には、百官を始め諸國に至るまで、大祓を行ふは國內を清くし、世の吉祥を求め給はんとの叡旨にて、代代の天皇之行はせ給ふみとなるべし。故に此の事は世に大切なるみとなれば、疎かになすべきにあらず。應仁の大亂後は、大祓のみとも絶え果て、彼處此處に残りて行ふ位のみとなりしが、明治の御世に至りて、其舊に復せり。此祓は前に陳ぶるが如き大切なるみとなれば、本朝の佳節に次ぎて之を崇ひ尊むべきみとなん。

第十一章 官國幣社例祭附府縣鄉村社祭

官幣社と申すは、宮内省より幣物を奉り、また官人を遣はして、祭祀を爲し給ふ神社を云ふ。今は府縣官之を司る國幣社とは幣物は宮内省より奉り給へども、各府縣にては、府縣をして祭らしめ給ふ神社を云ふ。

扱官幣社に、大中小別格の四等あり。國幣社に、大小の三等ありて、年中の祭祀を始め、營繕諸雜費に至るまで、朝廷より是を支給し給ふ。蓋し其神德厚

く神威高くましますが故に、殊に社格を進めて、崇敬し給ふ譯ならん。されは吾等臣民は、殊に尊敬を致し、神恩に報じ奉るべきまといふ。

三府にある大社を以て、府社とし、諸縣にある大社を以て、縣社とす。一小區内にある大社を以て、郷社とし、一村の氏神を村社とす。扱官國幣社には、宮司禰宜主典の數員を置き、府縣郷社には、祠官祠掌を置き、村社には、祠掌を置きて、各祭祀を掌らしむ。府縣社以下に至りては、朝廷其祀費を支給し給はず。雖ども、其尊信し給ふ大御心に至りては、同一なり。抑も此の如く數千社の神祇、各府縣に鎮座まし

ます故は如何といふに、皇國は神國にして上御一人より、下萬民に至るまで、皆神孫なれば、各其祖神を敬祭する次第なり。即ち本に報する所以にして、其子孫蕃殖するに従ひ、各地に分居して、各其祖神を祭るを以て、遂に今日の如く數千社の神祇あるを致せるものなり。

第十二章 皇后陛下の御誕辰

五月二十八日ハ 皇后陛下の御誕生遊ばされし日にして、我等臣民の擧げて祝ふべき節なり。今世人が此の日を名つけて地久節と申し奉るは、天長節に對し奉りて申すなるべし。古語に天長地久と云ふ事とあり、天下國家の天の如く長く地の如く久しきを祝ふ言葉なり。謹みて案するに、茲に地久節と名づけ奉りしも亦此意をとり、皇后陛下の聖壽萬歳を祝ふなるべし。何れに依るも地久節の

義を通ずるなり。皇后陛下御名は美子と申して、藤原氏におはします。故從一位一條忠香公の第三の御女なり嘉永三年庚戌四月十七日の御誕生にて、陽曆にて推算しまつれば五月二十八日に當らせ給ふなり。明治元年戊辰十二月二十八日御年十九にて御入内遊ばされ、即日皇后に立たせ給ふ。御性質いと賢明にわたらせられ、御淑徳たかうあらせらる。まことによく聖上を御たすけありて、その御心のほどはゆきいたらぬくまもあらせられずとかや。われわれ臣民かゝる照代に生れあひて、かゝる皇后陛下をいたゞきまつるまど、かぎり

なき幸福にあはる。明治十年西南の役戦亂ながくうちつゞき負傷者もおほく出來にけるが、皇后陛下には深くいたましきまどに思召され日々綿織糸を御つくり遊ばされ負傷者の用に充てしめられけり。その後又慈惠病院を起し給ひて、貧民の病者を救助し給へり。赤十字社の立つにあたり、皇后陛下主として、そのそばからせ給ひ、資本として帝室よりも金十萬圓を下し賜ひたりとか聞えき。特に教育の事には深く御心を寄せさせられ、屢々女子師範學校に行啓あらせられ、或は華族女學校の如き、直接に御保護あらせらるゝやに聞き及

ひぬ。明治二十三年東京府下小學校生徒成績品展覽會の開設あるや直に御行啓遊はされ、綿密に御覽せられ一々御諮詢あらせられ、ろが上にも成績の尤も宜しきものへ御持還り遊はされて、府下の小學生徒に獎勵を與へ給へり。且つ御下賜金等もありと聞えたり、曾て華族女學校生徒を獎勵遊はされ、金剛石の大御歌あり。

金剛石もみが、ずは玉のひかりはうはざらん人も學ひて後にあろまことの徳はあらはるれ時計の針のたはまなくめくるが如く時の間も日かけをしみてはけみなはいかなるわざかな

らざらん

水はうつばにしたかひてろのさまくになりぬ
なり人はまじはる友によりよきにあしきにう
つるなり

おのれにまさるよき友をえらびもどめてもろ
どもに心のみまに鞭うちてまなびの道にすゝ
めかし

皇后陛下の御聖徳は時々新聞紙上にも記し奉りて、頗る顯著なり。かゝるめでたき皇后陛下を仰きまつる我等臣民はいかで御誕生の日を祝し奉らざるべけんや。

訂正
增補
日本式日讀本終

附 錄

文部省令第四號

明治二十三年十月十號令第二百十五號小學校令第十

五條ニ基キ小學校ニ於ケル祝日大祭日ノ儀式ニ
關スル規程ヲ設クルコト左ノ如シ

明治二十四年六月十七日

文部大臣伯爵 大木喬任

小學校祝日大祭日儀式規程

第一條 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ
日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參集

シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一 學校長、教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行ヒ

且兩陛下ノ萬歲ヲ奉祝ス

但未タ 御影ヲ拜戴セサル學校ニ於テハ

本文前段ノ式ヲ省ク

二 學校長若クハ教員、教育ニ關スル 勅語ヲ奉

讀ス

三 學校長若クハ教員、恭シク教育ニ關スル 勅

語ニ基キ 聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ

歷代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ叙シ若クハ祝日
大祭日ノ由來ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相
應スル演說ヲ爲シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養セ
ンコトヲ務ム

四 學校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相應スル
唱歌ヲ合唱ス

第二條 孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭及秋
季皇靈祭ノ日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同
式場ニ參集シテ第一條第三款及第四款ノ儀式
ヲ行フベシ

第三條 一月一日ニ於テハ學校長、教員及生徒一

同式場ニ參集シテ第一條第一款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第四條 第一條ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ學校長及教員生徒ヲ率ヒテ體操場ニ臨ミ若シクハ野外ニ出テ遊戲體操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第五條 市町村長其他學事ニ關係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日儀式ニ列スヘシ

第六條 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ參觀

スルコトヲ得セシムヘシ

第七條 祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル繪畫等ヲ與フルハ妨ナシ

第八條 祝日大祭日ノ儀式ニ關スル次第等ハ府縣知事之ヲ規定スヘシ

訂正 增補 日本式日讀本字解

○陛下

○蔡小邑獨斷ニ、天子必ス近臣アリ、兵ヲ執リテ、陛側ニ立ツ、以テ不虞ヲ戒ム、群臣天子ト言フテ敢テ指斥セス、故ニ陛下ニアルモノヲ呼テ、而シテ之ニ告ク、

○南淵

○大和國高市郡ニ
卑キヨリ尊キニ達スルノ意ニシテ、尊稱ナリ、

○告朔

○公事根元ニ、告朔ハ百官ノ行事朝參ヲ記シテ、月毎ニ天子ノ御覽ニナルヲ云フ、天子大

○維新

○周、舊邦ト雖トモ其命維新ナリト、詩經ニ見エタリ、是レヨリ出ツ、言フコトハ、周ハ舊邦ナリト雖モ、文王ノ世ニ至リテ、舊態ノ面目ヲ改新シタリト云フ、

○踐祚

○天子ノ位ニ登ルモ、未タ即位ノ式ヲ行ハサルヲ踐祚ト云フ、

○崩

○穀梁傳ニ、高キヲ崩ト云フ、天子ハ崩ト云フハ尊キヲ以テナリ、天子ハ

○東山の陵

○泉涌寺後山ノ陵ナリ、

○山陵

○秦ノ時、天子ノ墳ヲ長山ト云ヒ漢ノ時ニ陵ト云フ、故ニ後通シテ、天皇ノ陵ヲ

山陵ト云フ、

○陵替

○陵ハ丘ナリ、丘陵ノ稍ク廢壞スルヲ、陵替ト云フ、漸々勢衰ヘタルニ譬フ、

○萬乘

○漢書ニ曰ク天子畿内地方千里、兵車萬乘ヲ出

○櫛風沐雨

○風ニ櫛ケヅリ、雨ニ沐スルト云フコトニテ、風ニ髮ヲ吹キ散ラサシ、雨ヲ被テヌル、ト云テ、艱難スルコトヲ云フ

○長髓彦

○長髓ハ地ノ名、彦ハ男子ノ美稱ナリ、

○榎原

○大和高市郡ニアリ、古ヘ白榎多シ、故ニ榎原ト云ヘリトゾ、

○十陵

○天智天皇山階陵、光仁天皇後田原山陵、桓武天皇柏原山陵、贈太皇太后藤原氏長岡山陵、崇道天皇八島山陵、平城天皇楊桃山陵、仁明天皇深草山陵、文德天皇

○四墓

○文德實錄ニ曰ク、藤原鎌足多武峯墓、藤原冬嗣宇治墓、藤原朝臣美都子後ノ宇治墓、源朝臣潔姫愛宕墓、

○荷前の使

○江家次第抄註ニ、諸國ヨリ獻スル御調ノ荷ノ前ヲ取テ獻スル故ニ、荷前ト云フ、荷前ハ猶ホ初穂ト云フガ如シ、○毎年十二月吉日ヲ撰ヒ、

○神嘗祭

○中古ハ天皇内安殿ニ出御シ給ヒテ、御遊拜アリ、應仁亂後ハ、毎年十一月ノ司正一人、靈ヲ祭ルコトヲ掌ル、

○海神

○小童命、或ハ綿積命トモ書ス、紀事本末ニ豊玉彦トアリ、

○宇麻志間手命

○長髓彦ノ妹三炊屋媛

○健甕槌命

○常陸鹿島神社是レナリ

○國と平げし時の劔

○御靈ト名

○十種の瑞寶

○草薙劍、八咫鏡、與津鏡、邊津鏡、八握劍、生玉足玉、死反玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮

○三種神器

○草薙劍、八咫鏡、瓊曲玉、八咫鏡

○宗廟

○拾芥抄ニ、皇帝ノ祖神ヲ宗廟ト號ス、孔子曰ク、宗者尊也、廟者貌也、父母既ニ

○社稷

○社ハ土神ナリ、稷ハ五穀ノ神ナリ、土地ト穀物トニ非レハ、人ヲ安養スル能ハス故ニ國家ヲ社稷ト云フ、白虎通ニ曰ク、社稷ヲ立ツル所以ハ、何ソ、天下ノ爲ニ

○六合

○天地四方ヲ六合ト云フナリ、

○續日本紀

○文武天皇元年八月ヨリ桓武天皇延曆十年十二月ニ至ルマテヲ記セ

○酺宴

○史記秦始皇紀ニ、天下大酺、注ニ天下歡樂大ニ酒ヲ飲ムナリ、漢文帝紀師古註ニ曰ク、酺ノ言ハ布ク也、王德天下ニ布キテ、而シテ合衆飲食スルヲ酺トナス、故ニ酺宴トハ、大ニ酒モリヲスルコトナリ、

○國歩崎嶇 ○國歩トハ、國運ト云フコナリ、崎嶇ハ山ノ平カナラサル貌ナリ、故ニ國運ノ困難ナルヲ云フ、

○公卿 ○三公九卿ト云フコナリ、○天神地祇 ○天神ハ天ツ神ニテ、地祇ハ國ツ神ナリ、○禊祓 ○禊トハ、穢ニ觸レタル時ハ、水邊ニ至リミソギス、故ニ二字ニテミソギト訓シ、身禊ト云フニ同シ、

○解除 ○罪犯アリ、之ニ科スルニ被具ヲ出サシメテ、其犯ス罪ヲ解除セシム、

明治廿四年八月三十日
全全
明治廿四年十二月廿五日

印刷
訂正増補再版

定價金拾錢

著作

山崎彦八
駒町區三番町四十八番地

發行

日下部三之介
駒町區三番町六十九番地

發行

白井練一
京橋區竹川町十三番地

印刷

石崎安藏
芝區宮本町廿九番地

發兌

共益商社書店
京橋區竹川町十三番地

賣捌

東京教育社支社
駒町區三番町四十九番地



賣 捌 所

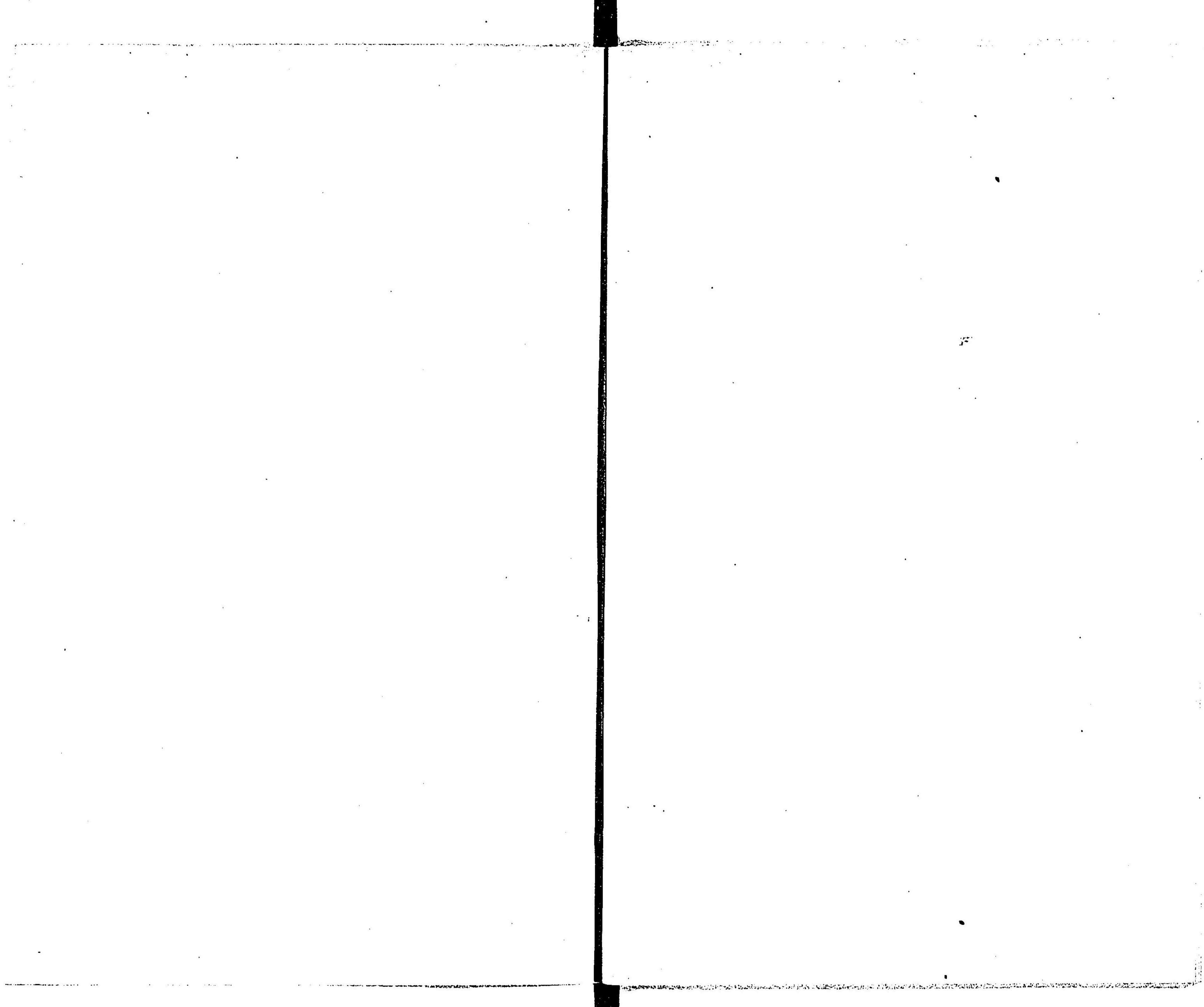
| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 東京日本橋區通三丁目 | 丸善商社書店 | 東京京橋區南傳馬町 | 中川仁三郎 |
| 同 同 通二丁目 | 大倉書店 | 同 神田區表神保町 | 中西屋邦太 |
| 同 同 通三丁目 | 小林新兵衛 | 同 同 表神保町 | 三省堂 |
| 同 同 本石町三丁目 | 覺張榮三郎 | 同 同 表神保町 | 敬業社 |
| 同 同 通三丁目 | 西島捨二郎 | 同 同 表神保町 | 開新堂 |
| 同 同 新大坂町 | 小林喜右衛門 | 同 同 表神保町 | 富山房 |
| 同 同 通油町 | 水野幸 | 同 芝區露月町 | 米倉屋順三郎 |
| 同 同 通邊町 | 中央堂 | 同 同 神明町 | 弦卷書店 |
| 同 同 本町三丁目 | 瑞穂屋 | 同 本郷湯島切通坂町 | 南江堂 |
| 同 同 通四丁目 | 牧野善兵衛 | 同 麹町區麹町三丁目 | 石塚徳次郎 |
| 同 同 京橋區銀座四丁目 | 博聞社 | 大阪市心齋橋通北久寶寺町四丁目 | 三木佐助 |
| 同 同 南傳馬町二丁目 | 目黒伊三郎 | 同 同 北久太郎町四丁目 | 柳原喜兵衛 |
| 同 同 同 | 有隣堂 | 同 備後町四丁目 | 梅原龜七 |
| 同 同 同 | 松邑孫七 | 同 心齋橋通博野町四丁目 | 中川勘助 |
| 同 同 南傳馬町二丁目 | 深田忠之助 | 同 本町四丁目 | 岡島眞七 |
| 同 同 同 | 片野支店 | 京都市東洞院三條上ル | 村上勘兵衛 |

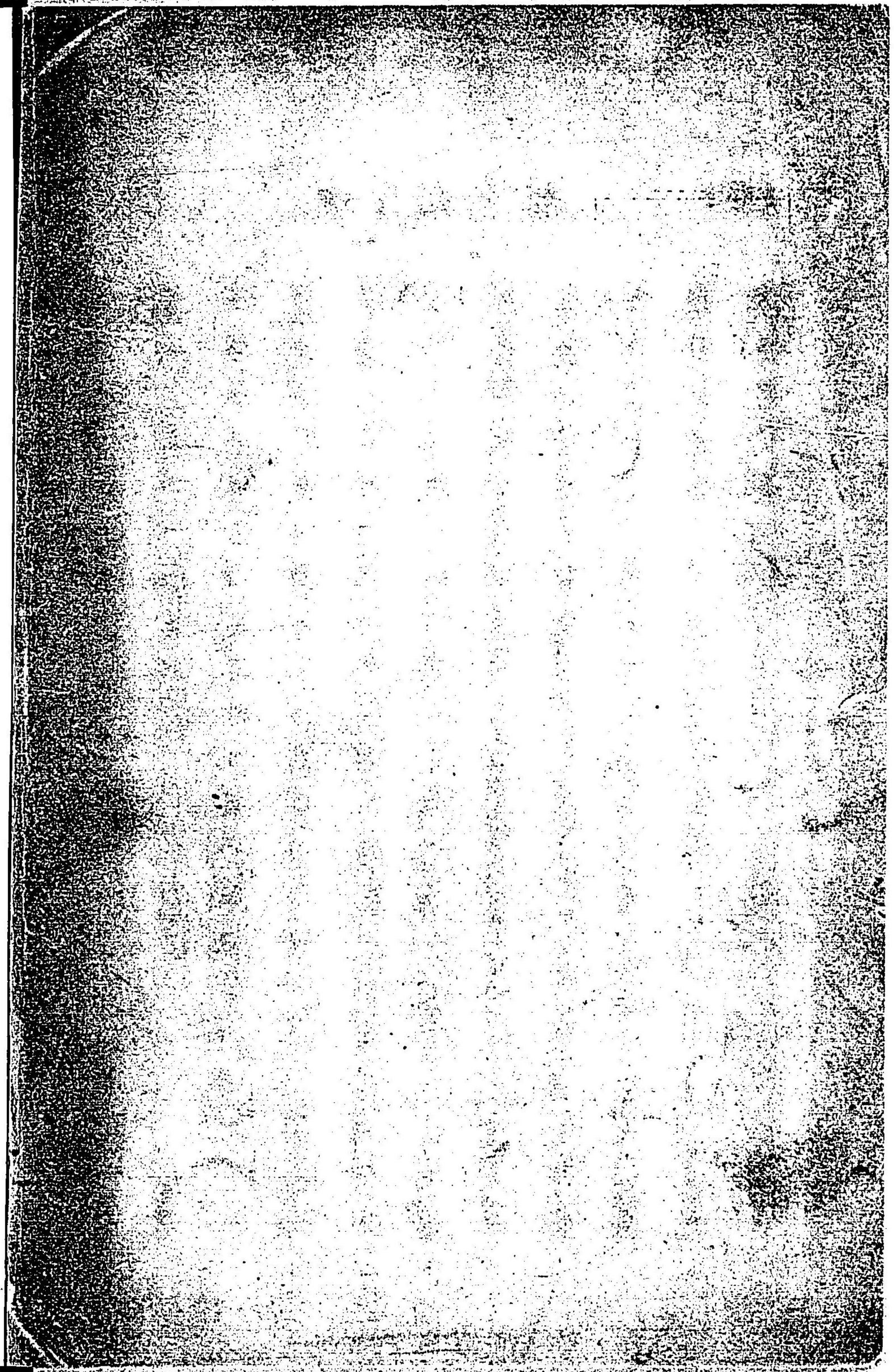
賣 捌 所

| | | | |
|-------------|--------|---------------|--------|
| 京都市河原町通二條下ル | 大黒屋書舖 | 群馬縣前橋曲輪町 | 文江堂 |
| 横濱市辨天通四丁目 | 丸屋書店 | 枋木縣足利町五丁目 | 三泉堂 |
| 横濱市尾上町三丁目 | 田沼太右衛門 | 奈良縣奈良市坊屋敷町 | 白井英通 |
| 神戸市相生橋際 | 熊谷久榮堂 | 三重縣津市大門町 | 河島九右衛門 |
| 長崎市引地町 | 鶴野書店 | 同 同 地取領町 | 豐住謙次郎 |
| 新潟市本町通七番町 | 櫻井産作 | 同 同 四丁目 | 柴田善左衛門 |
| 新潟縣長岡表四ノ町 | 目黒十郎 | 同 四日市 | 伊藤善太郎 |
| 同 三條 | 山井素助 | 同 松坂日ノ町 | 本屋嘉助 |
| 同 高田町 | 室直三郎 | 愛知縣名古屋市中本町三丁目 | 川瀬代助 |
| 函館市末廣町 | 魁文社 | 同 同 本町五丁目 | 若山文二郎 |
| 神奈川縣藤澤驛 | 川上九兵衛 | 同 同 玉屋町 | 片野東四郎 |
| 埼玉縣川越南町 | 菅間定二郎 | 同 同 鐵砲町三丁目 | 三輪文次郎 |
| 同 中仙道瀨ノ集驛 | 長島爲一郎 | 同 豐橋吳服町 | 高須廣次 |
| 千葉縣佐倉新町 | 吉田徳兵衛 | 同 岡崎 | 伊藤小文司 |
| 茨城縣水戸市上市泉町 | 川又銀藏 | 靜岡縣靜岡市江川町 | 廣瀬市藏 |
| 群馬縣前橋曲輪町 | 煥乎堂 | 同 同 新通二丁目 | 勝見儀助 |

賣 捌 所

| | | | |
|--------------|--------|-------------|----------|
| 靜岡縣靜岡市吳服町三丁目 | 吉見 義次 | 山形縣山形七日町 | 五十嵐 太右衛門 |
| 同 掛川十王町 | 三原屋 甚藏 | 同 鶴ヶ岡五日町 | 地主 文藏 |
| 同 濱松紺屋町 | 谷島屋源三郎 | 同 米澤市立町 | 素月 晨平 |
| 山梨縣甲府常務町 | 内藤傳右衛門 | 秋田縣秋田大町二丁目 | 本間金之助 |
| 同 甲府八日町 | 五 明 堂 | 同 酒田筑後町 | 白崎 善助 |
| 同 同柳町 | 徵 古 堂 | 石川縣金澤市安江町 | 近田 太三郎 |
| 岐阜縣岐阜市米町 | 淺野 宗八 | 富山縣富山市東四十物町 | 中田 書店 |
| 同 高山 | 榊屋 重兵衛 | 島根縣松江天神町 | 川 岡 清助 |
| 長野縣松本 | 水 琴 堂 | 岡山縣岡山市西大寺町 | 竹内 彌三郎 |
| 同 長野 | 西澤 喜太郎 | 廣島縣廣島市中島本町 | 三木 文明堂支店 |
| 同 飯田 | 奥村 収藏 | 愛媛縣松山市湊町 | 向井 藏次郎 |
| 宮城縣仙臺市國分町 | 高藤 書店 | 山口縣山口 | 清水 一二三堂 |
| 同 同 大町四丁目 | 木村 文助 | 福岡縣久留米市米屋町 | 菊竹 儀平 |
| 福島縣福島町十二丁目 | 萱間 左右太 | 同 博多市橋口町 | 山 崎 登 |
| 同 郡山 | 富屋 久之丞 | 佐賀縣佐賀市白山町 | 河内 壯助 |
| 岩手縣盛岡吳服町 | 便 益 堂 | 熊本縣熊本市新二丁目 | 長崎 次郎 |
| 青森縣八ノ戸二丁目 | 浦山 政吉 | 鹿島縣鹿島市中町 | 吉田 幸兵衛 |





1950

特21
813

訂正増補

日本式日読本

山崎彦八

国立国会図書館

014505-000-1

特21-813

日本式日読本(訂正増補)

山崎彦八/著

M24

ABB-0883

